

令和5年第3回定例会（9月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和5年9月11日
総務部

【予算関係】

財	政	課	令和5年度9月補正予算に関する説明資料	・ ・	1
人	事	課	給与システム改修事業について	・ ・	5
税	務	課	税務総合システムの改修について	・ ・	6

【議案関係】

人	事	課	「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第148号)	・ ・	8
---	---	---	---	-----	---

財政課

令和5年度9月補正予算
に関する説明資料

(議案第144号)

令和5年度9月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	225	土木費負担金 225 (419,566 → 419,791)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	10,029,899	現年災害復旧事業費 5,152,641 (2,652,258 → 7,804,899) 団体営農業用施設災害復旧事業費 1,360,000 (1,209,000 → 2,569,000) 林道施設災害復旧費 1,163,000 (163,000 → 1,326,000)	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	96	地域医療介護総合確保基金繰入金 96 (1,980,765 → 1,980,861)	
13 繰越金	1,198,828	前年度繰越金 1,198,828 (1,752,050 → 2,950,878)	
14 諸収入	39,091	新興感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症分） 17,285 (30,583 → 47,868) あきたで農業を！新規参入者定着事業 10,800 (1,500 → 12,300)	
15 県 債	5,177,000	現年発生土木災害復旧事業費 2,572,400 (2,625,700 → 5,198,100) 土木自然災害防止事業費 1,267,200 (4,479,300 → 5,746,500)	
合計	16,445,139	604,238,316 → 620,683,455	

令和5年度9月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	149,443	新県立体育館整備事業 54,918 (36,175 → 91,093) 電源立地地域対策事業 50,000 (114,287 → 164,287)	
3 民生費	16,000	社会福祉施設等(高齢者関係)県単災害復旧事業 11,000 (0 → 11,000) 社会福祉施設等(障害児・者関係)県単災害復旧事業 5,000 (0 → 5,000)	
4 衛生費	221,466	新興感染症対策事業(新型コロナウイルス感染症分) 183,965 (11,709,663 → 11,893,628)	
5 労働費			
6 農林水産業費	838,175	災害関連緊急治山等事業 550,000 (144,000 → 694,000) 農業経営等復旧・継続支援対策事業 160,812 (0 → 160,812)	
7 商工費	611,858	被災事業者再建支援事業 326,150 (0 → 326,150) 商業・サービス産業経営革新事業 164,720 (138,700 → 303,420) ものづくり革新総合支援事業 104,639 (275,521 → 380,160)	
8 土木費	2,389,235	県単道路補修事業 962,500 (4,381,230 → 5,343,730) 県単河川改良事業 836,500 (3,964,165 → 4,800,665)	
9 警察費			
10 教育費	4,848	青少年交流センター施設設備更新事業 4,848 (0 → 4,848)	
11 災害復旧費	12,214,114	現年発生土木災害復旧事業 7,725,100 (4,124,500 → 11,849,600) 農業用施設災害復旧事業 1,363,197 (1,701,000 → 3,064,197) 林道施設災害復旧事業 1,163,000 (166,000 → 1,329,000)	
12 公債費			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	16,445,139	604,238,316 → 620,683,455	

給与システム改修事業について

人事課

1 目 的

会計年度任用職員の報酬等の支給事務の効率化を図るため、給与システムを改修する必要がある。

2 概 要

(1) 改修内容

給与システムの対象に会計年度任用職員を加える。

(2) 委 託 先

株式会社 アイシーエス（現行システム開発業者）

3 補正予算額

15,400千円（ \ominus 15,400千円）

4 改修スケジュール

令和5年10月から令和6年3月まで

税務総合システムの改修について

税務課

1 目 的

令和5年度税制改正に伴い令和6年1月から適用となる事項について、税務総合システムを改修する必要がある。

2 概 要

(1) 改修内容

- ① 高額な不申告に対する不申告加算金割合の引き上げの改正への対応
- ② 繰り返し行われる不申告行為に対する不申告加算金等の加重措置の改正への対応

(2) 委 託 先

株式会社 NTTデータ（現行システム開発業者）

3 補正予算額

25,439千円（ \ominus 25,439千円）

4 改修スケジュール

令和5年10月から令和6年3月まで

《参考》

税務総合システムについて

1 年度別改修費（法令等の改正に伴うもの）

年 度	改修費(千円)	主な改修（対応）内容
平成30年度	81,825	・法人二税共通納税（R1.10開始） ・自動車税環境性能割（R1.10開始）
令和元年度	136,960	・法人二税共通納税（R1.10開始） ・自動車税環境性能割（R1.10開始） ・特別法人事業税（R1.10開始）
令和2年度	95,618	・法人事業税電気供給業（R3.4開始） ・還付加算金・延滞金制度改正（R3.1開始） ・国税データ(法人税)連携変更（R2.11開始）
令和3年度	85,864	・県民税金融所得課税電子化（R3.10開始） ・グループ通算法人制度（R4.4開始） ・総務省報告改正（R4.4開始）
令和4年度	39,829	・法人事業税所得割税率改正（R5.4開始） ・グループ通算法人税額計算方法改正（R5.4開始）

2 システムの概要

株式会社NTTデータの県税業務ベースソフトを秋田県業務に合わせてカスタマイズ開発した県税業務基幹システム

- ・稼働開始 平成30年1月
- ・開発期間 平成27年10月から平成29年12月まで（2年3ヶ月間）
- ・契約金額 832,140千円（継続費：平成27年度から平成29年度まで）

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第148号）

人事課

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

<参考> 手当の対象等

項目	改正前	改正後
対象	【新型インフルエンザ等緊急事態措置】 国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、特別措置法の規定により実施する措置	【特定新型インフルエンザ等対策】 国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、特別措置法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるもの
期間	緊急事態宣言が出された時から解除されるまで	政府対策本部が設置された時から廃止されるまで

※ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について

特定新型インフルエンザ等対策の実施のため秋田県に派遣された他の地方公共団体等の職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを要する場合、滞在する施設及び期間に応じて1日につき3,970円～6,620円を支給する。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の二及び第二十三条の六において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第二十三条の三の三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十六条の八において準用する災害対策基本法第三十二条第一項の規定に基づき、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため秋田県に派遣された職員に対して、当該職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを要する場合に限り支給する。</p> <p>4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、別表第八に定める額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(給与)</p> <p>第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の二及び第二十三条の六において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第二十三条の三の三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条において準用する災害対策基本法第三十二条第一項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため秋田県に派遣された職員に対して、当該職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを要する場合に限り支給する。</p> <p>4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、別表第八に定める額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

<p>別表第8 (第23条の3の3関係)</p> <p>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額 (表 略)</p>	<p>別表第8 (第23条の3の3関係)</p> <p>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額 (表 略)</p>
---	---